Ⅱの地域					
10種地	e	0.000340	0.2920	0.000320	0.3040
	f	0.000320	0.3040		
9種地	e	0.000240	0.3870	0.000240	0.3800
	f	0.000240	0.3800		
8種地	e	0.000140	0.4770	0.000140	0.4700
	f	0.000140	0.4700		
7種地	e	0.000360	0.2900	0.000360	0.2830
	f	0.000360	0.2830		
6種地		—	—	0.000340	0.2990
5種地		—	—	0.000240	0.3740
4種地		—	—	0.000140	0.4440
3種地		—	—	0.000080	0.4800
2種地		—	—	0.000147	0.4466
1種地		—	—	0.000086	0.4680

	限定特定行政庁設置市町村		その他の市町村	
	A	B	A	B
Ⅰの地域				
10種地	—	—	—	—
9種地	—	—	—	—
8種地	—	—	—	—
7種地	0.000200	0.4330	0.000170	0.3845
6種地	0.000450	0.2455	0.000400	0.2120
5種地	0.000440	0.2520	0.000380	0.2250
4種地	0.000090	0.4445	0.000080	0.3900
3種地	0.000030	0.4715	0.000030	0.4125
2種地	0.000153	0.4284	0.000133	0.3764
1種地	0.000150	0.4290	0.000130	0.3770
Ⅱの地域				
10種地	0.000300	0.2710	0.000260	0.2410
9種地	0.000240	0.3280	0.000200	0.2980
8種地	0.000100	0.4540	0.000100	0.3880
7種地	0.000340	0.2500	0.000300	0.2180
6種地	0.000300	0.2820	0.000260	0.2500
5種地	0.000240	0.3270	0.000200	0.2950
4種地	0.000120	0.4110	0.000110	0.3580
3種地	0.000080	0.4350	0.000070	0.3820
2種地	0.000127	0.4116	0.000113	0.3605
1種地	0.000080	0.4280	0.000069	0.3759

（注１）　Ⅰの地域７種地ｃはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域７種地ｄはⅠの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域７種地ｅはⅠの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅰの地域７種地ｆはⅠの地域７種地に区分されるその他の施行時特例市を、Ⅰの地域６種地ｃはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域６種地ｄはⅠの地域６種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域６種地ｅはⅠの地域６種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅰの地域６種地ｆはⅠの地域６種地に区分されるその他の施行時特例市を、Ⅰの地域５種地ｃはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域５種地ｄはⅠの地域５種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域５種地ｅはⅠの地域５種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅰの地域５種地ｆはⅠの地域５種地に区分されるその他の施行時特例市を、Ⅰの地域４種地ｃはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅰの地域４種地ｄはⅠの地域４種地に区分されるその他の中核市を、Ⅰの地域４種地ｅはⅠの地域４種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅰの地域４種地ｆはⅠの地域４種地に区分されるその他の施行時特例市を、Ⅱの地域10種地ｃはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域10種地ｄはⅡの地域10種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域10種地ｅはⅡの地域10種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅱの地域10種地ｆはⅡの地域10種地に区分されるその他の施行時特例市を、Ⅱの地域９種地ｃはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域９種地ｄはⅡの地域９種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域９種地ｅはⅡの地域９種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅱの地域９種地ｆはⅡの地域９種地に区分されるその他の施行時特例市を、Ⅱの地域８種地ｃはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域８種地ｄはⅡの地域８種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域８種地ｅはⅡの地域８種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅱの地域８種地ｆはⅡの地域８種地に区分されるその他の施行時特例市を、Ⅱの地域７種地ｃはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する中核市を、Ⅱの地域７種地ｄはⅡの地域７種地に区分されるその他の中核市を、Ⅱの地域７種地ｅはⅡの地域７種地に区分される宅地造成工事規制区域を包括する施行時特例市を、Ⅱの地域７種地ｆはⅡの地域７種地に区分されるその他の施行時特例市をいう。

（注２）　補正係数が1.000未満となるものに係る補正係数は1.000とする。

普通態容補正（給与差等）

	指定都市・宅造あり	指定都市・宅造なし	中核市・宅造あり
1級地	0.829	0.813	0.820
2級地	0.810	0.794	0.801